

難民対策連絡調整会議の構成員の指名について

〔 令和 5 年 12 月 1 日
難民対策連絡調整会議議長決定 〕

難民対策について（平成 14 年 8 月 7 日閣議了解）第 2 項（2）に基づき、難民対策連絡調整会議の構成員を、別紙のとおり指名する。

難民対策連絡調整会議 構成員

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 警察庁警備局外事情報部長 総務省大臣官房地域力創造審議官 出入国在留管理庁次長 外務省総合外交政策局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省国際統括官 文化庁次長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省輸出・国際局長 経済産業省通商政策局長 国土交通省総合政策局長 海上保安庁次長